

令和7年度さんぽと事業計画

居宅介護・行動援護さんぽと

1. 基本方針

さんぽとは地域福祉に立脚した居宅介護、行動援護等を進めることにより、障がい者が地域の中で安定かつ充実した日常生活が営めるよう、下記の通り社会参加や余暇活動に対する支援をおこない、居宅においては、障がい者が地域の中で安心して生活できるように支援する。

また、高井田苑、ホームにじ等の法人内事業所との連携を進めることで、利用者の余暇支援等の充実や地域での活動の拡大に努める。

2. 事業内容

(1) 居宅介護支援（ホームヘルプ）

自宅での掃除、食事、排泄、入浴、通院等の介護をおこなう。

(2) 重度訪問介護

常に介助を必要とする重度障害者に対して、入浴、食事等の介護をおこなう。

(3) 行動援護

行動障害を有し常時介護を要する方の余暇活動等にあたり、自傷、異食、他者への迷惑行為などの危険を回避するための援助をおこなう。

(4) 移動支援（市町村事業）

余暇活動や社会参加にあたり必要な外出支援をおこなう。

3. 重点項目

(1) 利用者支援について

利用者の意向を踏まえながら支援方法、支援内容等を精査し、安全、安心な支援をおこなう。各相談支援事業所と情報を共有し、平日の居宅介護及び余暇活動の新たなニーズに応えていく。

また先年度に引き続き、利用者や家族のニーズを把握するため、日常の支援時に聞き取りや情報共有を丁寧に行うとともに「満足度調査」を継続し、その結果を支援に反映させる。

(2) 体制確保及び専門性向上について

登録ヘルパーの確保と専門性の向上のために、インターネット等を利用しての人材確保及び各種研修を実施し、資質の向上に努める。

中長期に渡り登録ヘルパー等及び正規職員を確保できる体制を維持し、安定した職員配置でサービスの質、量を高める。

(3) 法人内連携及び他事業所との連携について

地域生活支援センターさんねっと、高井田苑、ホームにじ等との連携を図りながら、在宅生活の

充実、社会参加の促進及び余暇支援をおこなう。

柏原市内の相談支援事業所と連携して、地域における障がい者のニーズを把握するとともに新規利用に繋げて利用者の増加に努める。

(4) 人権擁護意識の啓発と虐待防止等の研修

「障害福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」及び他の人権擁護等のマニュアルに準拠した啓発と研修の実施。

毎月開催するヘルパー会議において、計画的に虐待防止研修及び人権意識向上の啓発研修を行う。

令和7年度予定（研修等）

令和7年	4月	・ 応急手当の研修
	5月	・ 食中毒予防関連の研修
	6月	・ 熱中症予防の研修
	7月	・ 4月～8月の事故報告などの検証
	8月	・ 台風襲来時の対応についての研修
	9月	・ 事例検討と情報交換
	10月	・ 人権研修
	11月	・ 法人創立祭
	12月	・ 感染症予防の研修 ・ 8月～11月の事故報告などの検証
令和8年	1月	・ 虐待防止の研修
	2月	・ 事例検討と情報交換
	3月	・ 12月～R8.3月の事故報告などの検証 ・ 今年度の支援についての総括